

令和元年東日本台風(台風第 19 号)災害からの 佐久地域における早期の復旧・復興に向け 「災害復旧工事マネジメント業務」に取り組みます

長野県は、令和元年東日本台風(台風第 19 号)により甚大な被害を受けた佐久地域において、災害復旧を中心とした復旧・復興まちづくりの円滑かつ速やかな実施のため、佐久市、公益財団法人長野県建設技術センター、独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)と4者での協定を本日付けで締結し、県として初の「災害復旧工事マネジメント業務」に取り組みます。

災害復旧工事マネジメント業務の概要

災害復旧工事の効率的、効果的な執行及び早期完了を目的として、発注者間や複合・重層的に発生する多種多様な復旧工事間の調整を行います。

1 業務の内容

(1)発注者間の調整:発注者間調整会議の運営、発注者間の課題の調整

及び解決など

(2) 施工者間の調整:工事連絡調整会議の総括、施工者間の課題の調整

及び解決など

2 業務の期間

令和2年4月~令和3年3月

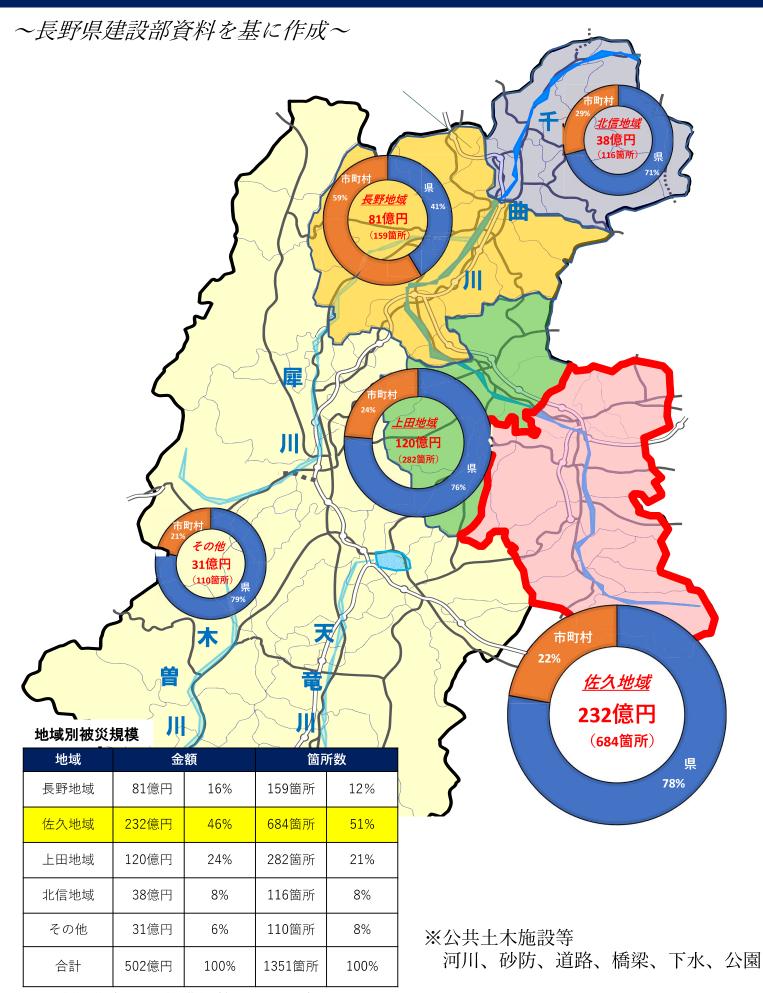


長野県建設部 建設政策課 技術管理室 (室長)青木 謙通 (担当)玉川 博之 電話 026-235-7312 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 3329

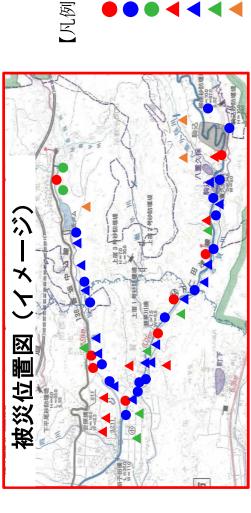
F A X 026-235-7482

E-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp



※公共土木施設等(河川、砂防、道路、橋梁、下水、公園)の地域別査定決定額(令和2年2月時点)

被災の状況



※被災パターンのイメージであり実際の被災個所とは異なります

[凡例]



(道路)

(三原) (砂防) 声量

(道路)

(頭首工)

(農地)

(林道)

エリア内で輻輳

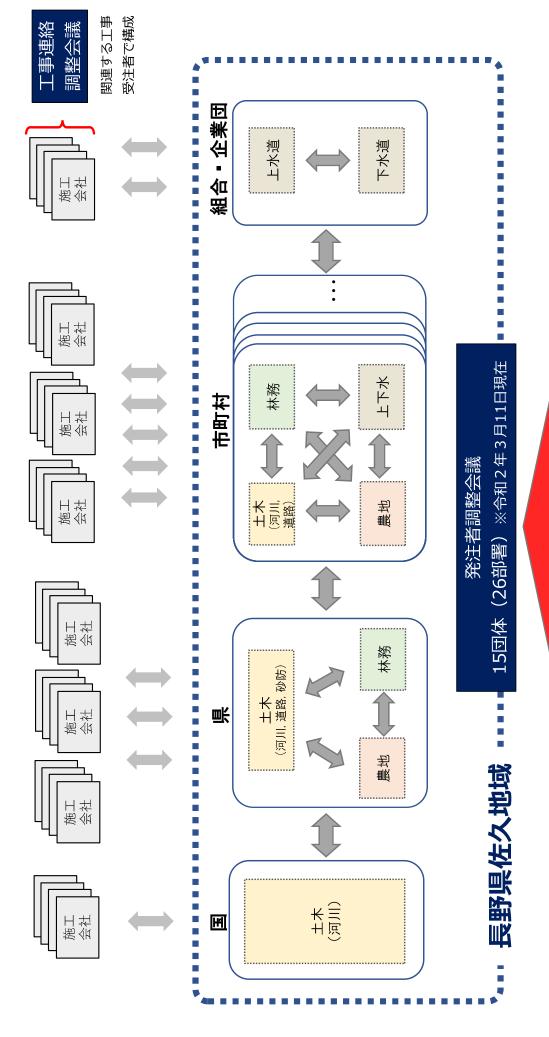
円滑かつ速やかな復旧工事に向けた調整内容 \sim

発注者間調整(発注者調整会

- ○事業進捗状況等の把握、確認(地域全体)
- ⇒資材確保、優先順位付け、ヤード確保(融通) ⇒各種手続き、当事者間協議等の迅速化 〇各発注者(間)における課題等の調整、解決 ⇒事業遅延等に伴う市町村の支援・検討
- 〇各種団体等との調整
- ⇒生コン、ブロック等の資材調達に係る調整 ⇒漁業協同組合、地元関連団体等との調整
- 〇各発注者間における情報等の共有

施工者間調整(工事連絡調整会議

- 〇各地区における工事進捗状況等の把握、確認
- ⇒道路使用、施工順序等の調整、ヤード利用 〇各施工者(間)における課題等の調整、解決 ⇒各種手続き、当事者間協議等の迅速化
- 〇各種団体等との調整
- ⇒漁業協同組合、地元自治会等への説明等
- 〇各施工者間における情報等の共有 ⇒資材調達、事故等
- 〇安全・品質管理の徹底、指導



災害復旧工事マネジメント

【仮称】 災害復旧支援チーム(長野県・UR都市機構(CMR※)・公益財団法人長野県建設技術センターで構成) 複合・重層的に発生する多種多様な災害復旧工事の横断的な調整を支援 を配置し、 ※CMR(コンストラクションマネージャー)とは、発注者と契約を結び、技術的な中立性を保ちつつ、発注者が行う各種マネジメント業務の全部または一部を行う者。

長野県佐久地域における災害復旧・復興まちづくり支援に係る協定

長野県 (以下「甲」という。)、佐久市 (以下「乙」という。)、公益財団法人長野県 建設技術センター (以下「丙」という。)、独立行政法人都市再生機構 (以下「丁」と いう。)は、相互のパートナーシップを確認し、令和元年東日本台風(台風第19号) 災害により被災した佐久地域における復旧・復興まちづくりを推進するため、次のと おり協定を締結する。

(以下「復旧・復興まちづくり」という。)の円滑かつ速やかな推進を図ることを目 第1条 この協定は、佐久地域における災害復旧を中心とした復旧・復興まちづくり 的とする。

(相互協力等)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、相互に協力し、誠意をもって協議を行い、復旧・復興 まちづくりの円滑な推進に努めるものとする。

(役割分担等)

- 第3条 甲は、次に掲げる事項を実施する。
- 一 甲が所掌する復旧工事及びそれに伴う必要な調整
- 2 乙は、次に掲げる事項を実施する。
- 一 乙が所掌する復旧工事及びそれに伴う必要な調整
- 3 丙は、次に掲げる事項を実施する。
- 一 丙が所掌する復旧工事及びそれに伴う必要な調整並びに前2項に掲げる事項 の甲及び乙の支援
- 4 丁は、次に掲げる事項を実施する。
- 一 第1項に掲げる事項を円滑に推進するための佐久地域の総合的な調整に係る 甲の支援
- 二 佐久地域の復興まちづくりに係る甲の支援
- 5 甲、乙、丙及び丁は、前各項に掲げる事項を円滑かつ効果的に実施するため、必 要な体制の確保及び情報の共有を行うものとし、必要な契約等を当事者間で別途締 結するものとする。

(有効期間)

- 第4条 この協定の有効期間は、締結の翌日から令和3年3月31日までとする。
- 2 甲乙丙丁間で協議し合意に至った場合、有効期間を延長できるものとする。

(その他)

- 第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙丁協議 して定めるものとする。
- この協定締結の証として本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自1通を保 管する。

令和2年3月11日

- 長野県長野市南長野幅下692-2 長野県知事 阿部 ⊪
- 長野県佐久市中込3056 N
 - 佐久市長 柳田
- 長野県長野市大字南長野字幅下667-6 公益財団法人長野県建設技術センタ、 理事長 油井 \mathbb{K}
- 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号 独立行政法人都市再生機構 理事長 中島 **|**